

社会福祉法人いずみの福社会  
定 款

# 社会福祉法人いずみの福祉会定款

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人いずみの福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県桶川市大字川田谷字泉野1991番地5に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会の委員は、理事会が選任・解任する。
- 3 評議員選任・解任委員会委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 4 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の計 3 名で構成する。
- 5 評議員選任・解任委員会の招集は、理事会の決議に基づき理事長が行う。
- 6 評議員候補者の推薦及び評議員解任の提案は、理事会が行う。
- 7 評議員候補者の推薦及び評議員解任の提案を行う場合には、理事は当該者が評議員として適任あるいは不適任と判断した理由を評議員選任・解任委員会に説明することができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 8 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が賛成することを要する。
- 9 評議員選任・解任委員会の議事については、議事録を作成し委員全員が記名押印する。
- 10 評議員選任・解任委員に対しては報酬を支給することができる。報酬については評議員会が別に定める。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の兼職禁止)

第 8 条 評議員は、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

(評議員の特殊関係者)

第 9 条 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならない。その他、特殊関係者については法令の定めによる。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員に対して、評議委員会において別に定める報酬等の支給基準に従った額を報酬等として支給することができる。

### 第 3 章 評議員会

(構成)

第 11 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員、及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の額及び支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他、評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 定時評議員会を招集するにあたっては、開催日の 2 週間前までに理事会を開催し、招集事項を決議する。各評議員に対しては開催日の 1 週間前までに書面で通知する。

それ以外の評議員会については、1 週間前までに理事会を開催し、決議した招集事項を各評議員に対して書面で通知する。

- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(議題の提案権)

第 15 条 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる。ただし、この請求は評議員会の日から 3 週間前までにしなければならない。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 社会福祉法人に対する役員への損害賠償の一部免除
  - (3) 定款の変更
  - (4) 吸収合併、新設合併契約の承認等
  - (5) その他法令で定められた事項

3 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。ただし、評議員は評議員会の場合において議題の範囲内で、議案を提案することができる。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 17 条 理事が評議員会の目的である事項を提案した場合、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 19 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
  - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事が監事を選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(兼職)

第 21 条 監事又は評議員は、理事を兼ねることはできない。当該法人の職員は理事になることができる。

(役員の特殊関係者)

第 22 条 理事は、理事本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族、その他各理事と特殊な関係のある者が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。なお、特殊の関係のある者については、法令の定めるところによる。

- 2 監事の特殊関係者についても同様に、法令の定めるところによる。

(理事の職務及び権限等)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
  - 4 その他、監事は法令の定める義務及び権限に基づいて、法人の健全な運営に努力しなければならない。

#### (役員任期)

- 第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 28 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長の選定及び解職
- 2 理事長の専決事項については、理事会が別に定める。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事は、理事長に対して理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から 5 日以内に、この請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社会法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたとき）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 3 理事会においては、書面又は電磁的方法による議決権の行使や、代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委任の禁止)

第34条 理事会は、法令に定める重要事項及びその他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 埼玉県桶川市大字川田谷字泉野 1991 番地 5 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造スレート葺陸屋根平屋建障害福祉サービス事業所いずみのの家 園舎 1 棟 (619.33 平方メートル)
  - (2) 埼玉県桶川市大字川田谷字氷川前 1985 番地 2 所在の木造スレート葺 2 階建ぎんなん 居宅 1 棟 (1 階 109.0 m<sup>2</sup>・2 階 54.0 m<sup>2</sup>)
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、桶川市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、桶川市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。

以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。
- これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類は、定時評議員会の日から2週間前の日から主たる事務所に備え置き、閲覧に供する。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。
- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 5 計算書類等及び財産目録等は、その他省令で定める書類とともに、会計年度の終了後 3 か月以内に所轄庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 41 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、桶川

市長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を桶川市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人いずみの福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

- 2 公表内容は、次の事項とする、

- （1）定款の変更及び定款の内容
- （2）役員及び評議員等に対する報酬等の支給基準
- （3）貸借対照表、収支計算書及び現況報告書

（施行細則）

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 川本 亨二  
理 事 栗原 洋  
      〃 清水 英雄  
      〃 大野 隆三  
      〃 渡部 枝美子  
      〃 野田 恵子  
監 事 橋本 公夫  
      〃 内山 清

附 則

この定款は平成24年3月5日から施行する。

附 則

この定款は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成25年1月20日から施行する。

附 則

この定款は平成27年5月23日から施行する。

附 則

この定款は平成29年4月1日から施行する。

ただし、第6条については、平成28年11月6日から適用する。

附 則

この定款は2021年6月13日から施行する。

ただし、第35条については、2021年5月1日から適用する。